

# 家族のあゆみ信託

## 合同運用指定金銭信託(遺言代用型)

### 「家族のあゆみ信託(合同運用指定金銭信託(遺言代用型))」商品概要

あなたに万が一のことがあった時の対策はできていますか？

「家族のあゆみ信託」は、お客さまに相続が発生した際に、遺言書等によらず簡単な手続きでご家族等がスムーズにご資金を受け取ることができる遺言代用型の金銭信託です。  
ご家族一人さまごとに受取方法や受取割合をご指定できるのでお客さまの想いも遺せません。



**特徴 1**  
**100万円からお申込みいただけます**  
お一人さま100万円以上3,000万円以下でお申込みいただけます。お客さまのご資金とニーズに合わせてご利用いただけます。

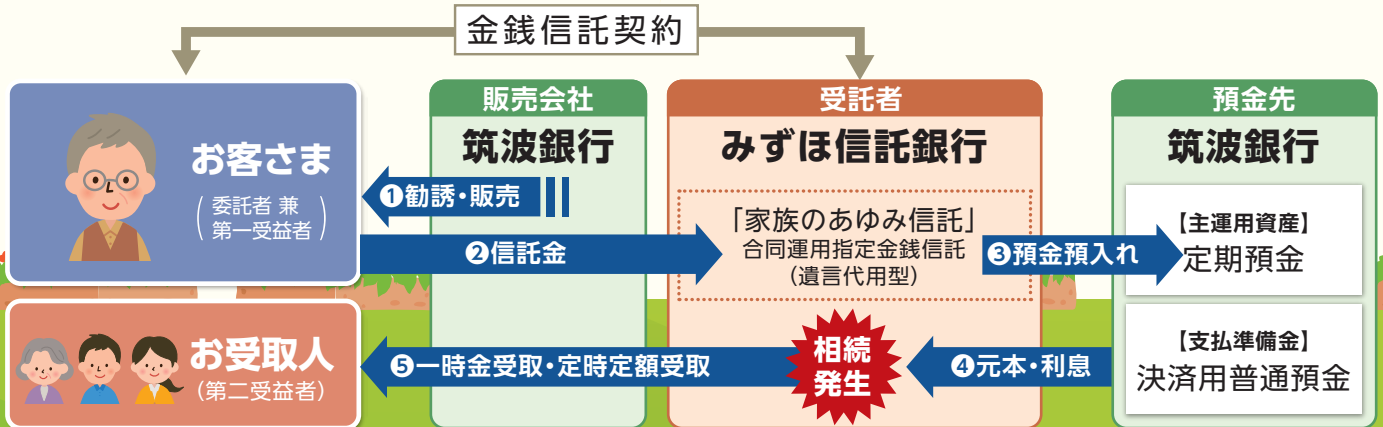
**特徴 2**  
**信託金は、主に筑波銀行の定期預金で運用します**  
みずほ信託銀行は、本商品にお申込みいただいた信託財産を合同して、主に筑波銀行の定期預金で運用します。

**特徴 3**  
**お客さまのご資金を信託銀行で管理・保全します**  
お客さまは、みずほ信託銀行と信託契約を締結していただき、ご資金は信託財産として、みずほ信託銀行が責任をもって管理・保全します。

ご利用いただける方	個人のお客さま(未成年の方を除く)
信託設定日	お申込日の翌月25日(銀行休業日の場合は当該日の前営業日となります)
信託期間満了日	信託設定日からお客さまがご指定した期間(5年～30年の期間から1年単位で指定)後に最初に到来する計算期日(毎年5月10日となります)。
信託期間	原則として、信託設定日(信託契約日)から信託期間満了日までとなります。
お受取人(第二受益者)	相続人となられる方(推定相続人)の中から、最大4名さままでご指定いただけます。
お受取方法	「一時金受取」「定時定額受取」の2つのプランの中から、ご家族一人さまごとの受取方法や受取割合をご指定いただけます。
追加信託	お申込金額の上限額(3,000万円)の範囲内で、お客さまによる追加信託が可能です。(受取人(第二受益者)による追加信託はできません。)

◆お申込みにあたっては、お客さまご本人によるお手続きが必要になります。(受取人の自署・捺印は不要)

### 仕組みとお受取方法



① 筑波銀行は、販売会社として本商品の勧誘・販売を行います。② お客さまからお預りする信託金は、筑波銀行を通じて、みずほ信託銀行(受託者)が受領します。③ 信託金受領後、筑波銀行を預入れ先として定期預金による運用を開始します。④ 本商品では、配当は税引後に信託元本に元加されます。⑤ お客さまがお亡くなりになった場合は、定められた方法(一時金受取・定時定額受取)により、信託財産を受取人に交付します。

お受取方法は、財産の受取人・受取方法・受取割合をお客さまの目的に応じてあらかじめ決めることができます。

#### 一時金受取

ご家族がすぐにご資金を受け取ることができます。

こんな方におすすめ

- ◇ご自身の葬儀費用やご家族の納税資金をあらかじめご準備されたい方
- ◇ご自身の万が一に備え、ご家族の当面の生活資金をご用意されたい方

#### 定時定額受取

ご家族が一定期間、定期的にご資金を受け取ることができます。

こんな方におすすめ

- ◇配偶者さまのための安定的な生活資金をご用意されたい方
- ◇お子さまの将来を長く支えていきたい方